

特別市と国土形成

光多 長温*

当財団編「甦れ、地方分権」（2026年6月）で述べたように、現在、わが国の地方分権は大きく後退している。その中で、佐々木信夫著「国土形成と『特別市』創設を問う」は現状の膠着状態に一石を投じる興味ある論文である。以下で、国土計画に関係してきたものとして佐々木論文を具体化してみたい。

1. 国土形成計画と国土の均衡ある発展

国土計画のキーワードは「均衡ある国土の発展」である（あった）が、このキーワードは、第五次全総（国土のグランドデザイン）、及び国土形成計画においては死語にさえなりつつある。筆者は、この間の経緯について、一般財団法人地域開発センター「地域開発」で述べたが（末尾参照）、均衡の意味がいろいろに誤解ないしは意識的に捻じ曲げられて利用されてきた経緯があると思う。均衡を均等と置き換え、国土全体に満遍なく人口と工場とを張り付いた状態とする向きもあった。そして、開発が遅れた地域に過大な財政投資や手厚い政策措置を行うことに繋がった経緯も否定できない。過疎法により施設整備に対して手厚い措置を行い、また政治問題として地方に過大な公共投資を行うことに繋がった。

この「均衡ある国土の発展」は、全総用語とも言われるが、歴史は古い。1941年昭和研究会「国土計画に関する覚書」、1943年企画院「中央計画素案」等において使われている。

「中央計画素案」では、「内地について地域内各地方の特性の暢達に努むると共に各地方の均衡ある発展を策す」「国土を構成せる各地域をして自然的及び歴史的條件に即応してその特性をいかに暢達せしむると共に、各地域の均衡ある発展を策することを期する」等の文がある。また、1943年3月企画院研究会「大東亜国土計画」序『大東亜共栄圏と共栄圏の建設』においても、「国土計画は、個々の地方計画区域を一単位となし、国土全体の総合的利用開発計画の樹立をその理想とするもので、経済国策の確立を促し生産計画の地方的区分を明らかにし、都市と農村との均衡なる発展を指導する」との文もある。これから見ると、「均衡ある発展」は軍事用語とも言えるのかも知れない。戦時中であり余り資料がないが、推察するに軍部は人口や生産工場等が集中すると狙われやすいので、本能的に人口や

*公益財団法人都市化研究公室 理事長

機能の分散を期待する。そこで、均衡の意味で分散配置を現わしたのかも知れない。

そもそも、均衡とは、元来数学上の概念であり、当財団論壇で後藤和雄著「数学と経済との均衡の捉え方の一考察」で数学からの視点で述べている。また、経済学でいうパレート最適は、「他の一つの効用（満足度）を下げずに、少なくとも一つの効用を上げることができる改善が一切残っていない状態」をいい、そのような改善がまだ可能な状態は「パレート非最適」であり、その改善を「パレート改善」というとする。哲学では平衡の概念がある等、均衡の概念は奥深い。

下河辺淳氏は、生前、「均衡は均等とは異なります。国土の均衡は、その時々为社会経済状態においていかなるものが均衡と言えるか永遠のテーマです。」といわれたことを思い出す。元広島大学教授伊藤敏安も「地方にとって国土の均衡ある発展とは何であったか」でこれまでの全総における均衡を詳細に分析しつつ、国土計画における均衡は数学や経済学の均衡とは異なる概念で、相対的かつ動態的なものとしている。それは、社会経済状態により異なり、人々の感性にも影響するものであり、単純に数値化することは不可能な相当複雑かつ多層的な概念であるとする¹。

この国土計画における均衡の概念については稿を改めて述べたいが、国土の均衡ある発展の真意をよく理解しないままに、第五次全総以降矮小化し、国土形成計画では、地域の個性ある発展という、これまたさらによく分かり難い表現になってしまったことは残念である。

近年では、国土の均衡ある発展≡東京一極集中の是正といった論も多い。議論を混乱させるようで恐縮であるが、将来、東京圏に全ての人と機能が集中してそれが国民の総意であればそれは一つの国土の均衡状態と言えるのかも知れない。要するに均衡ある国土とは、社会経済状況により異なるし、均衡のファクターも異なる。

2. 特別市と国土形成

目指すべき国土構造はそれぞれの時代の背景となる社会経済状況により異なる。わが国経済社会は、戦後復興を経て高度経済成長時代に突入し、その後国際化が図られ、バブル経済後の失われた20年、30年に突入する。国土計画の謳い文句である「均衡ある国土の発展」は大きな波風に曝されることとなる、

第一次全総においては、臨海工業地帯を中心に立地する重化学工業の全国配置が大きな課題となり地方分散が図られた。第一次全総においては、「…それぞれの経済圏が有機的に連携し合って均衡のとれた地域的发展が期待できる」という文章が見受けられる。更に、「国土総合開発の究極の目標は、資源の開発、利用とその合理的かつ適切な地域配分を通じて、わが国経済の均衡ある安定的発展と民生の向上、福利の増進を図り、もって全地域、全国民がひとしく豊かな生活に安住し、近代的便益を享受しうるような福祉国家を建設すること

¹ 但し、伊藤はその中でも目標年次における「均衡の具体的指標」が示されてきたことに注目している。即ち、第一次全総では「一人当たり所得格差」、新全総では「人口と生産所得」、三全総では第一次全総と同じく「一人当たり所得格差」である。しかし、四全総になると、「所得水準」の他に、「就業機会」「教育機会」「交流機会」「住生活機会」の5種類の指標があげられた。また、平等についても「結果としての平等」「機会の平等」が議論された。

にある」等々、均衡ある国土の発展で溢れている。一全総の均衡ファクターは（大規模）工業立地であった。但し、これらは資本集約的産業であり、労働力の地方分散は余り進展しなかった。第二次全総（新全総）では、加工組立て産業立地が課題となり、全国に交通ネットワークを張り巡らせ、工場の地方分散を図った。また、これら加工組み立て産業は労働集約的であったことから工場立地≡労働人口の地方配置となった。経済原理と国土計画とが最も合致した時期でもあった。新全総においては、国土の均衡ある発展に代わって「国土利用の均衡」なる用語が用いられている。均衡ファクターは、工場と人口の地方分散であった。第三次全総では、人々が安定して居住できるような環境整備を行うことが求められた²。「国土の均衡ある発展」は新全総と同じく「国土利用の均衡」「均衡ある国土利用の実現」等の表現が多くなっている。均衡ファクターは、定住と環境であった。第四次全総は、第三次産業の深化もあり東京への一極集中が課題となり、多極分散が図られた。しかし、「極」は分散するものではない。現に、多極分散するとされた地域はとても（将来共に）極とは言えないような地域であった。均衡ファクターは（難しいが）中枢機能配置であった。前述のように、第五次全総以降、国土形成計画はこの均衡ある国土の概念は薄れ、国土形成計画においてはほとんど無視されている。

このように、均衡ある国土の発展は、国土の均衡、国土利用の均衡等々大きな波に揺れ動いた。そして、第五次全総においては国土形成計画のコンセプトである地域の「特性を活かした多様な発展」にシフトしていく。五全総では、「多様な地域特性を十分に発揮させた国土の均衡ある発展」といった殆ど哲学的な表現さえ見受けられる。

ここで筆者の立場を明らかにしたい。第一に、現在ではほぼ過去のものとなった「均衡ある国土」にあくまで拘りたい。前述のように、これは永遠の課題である。個性ある地域の発展で全国の国土計画を描くことは難しい。第二に、東京一極集中³の是正については、東京を叩くことによるのではなく、地域のポテンシャルを上げることによるべきと考える。そもそも、これだけ巨大化した東京を叩くことがわが国にとって現実的なのであろうか。地方創生がうまくいかないことの言い訳となっている面もある⁴。

この立場からすると、今後のわが国国土計画上の均衡のファクターの一つが全国の国土行政体系であると思う。その意味で、佐々木が特別市のあり方から国土形成を論じたことは大きな意義があると思う。特に、佐々木が言うように、国土計画は全国計画ということもあり上からの計画であり、下からの計画という意味でも地方行政の体系に着目したことは大いに意義あるものとする⁵。

² この三全総における定住も曲解されて、一定のところに居住するという解釈もあったが、どこでも安定した居住環境を整備するという意味である。

³ 現在では、東京一極集中ではなく東京圏一極集中となっている。1970年代までは首都圏内で反目し合う動きもあったが、80年代半ば以降首都圏はかなり一体化している。

⁴ 90年代までは東京圏への公共投資を抑えることで東京集中を抑える政策が取られたことは事実である。なお、地方税の東京偏重は別問題であり、これは早急に是正すべきである（ふるさと納税を含め）。

⁵ 国土形成計画はブロック単位からの計画となっているが、地域計画としてまとまっている計画は見当たらないのが実情であるし、逆に全国の国土の姿が分かり難くなっている。

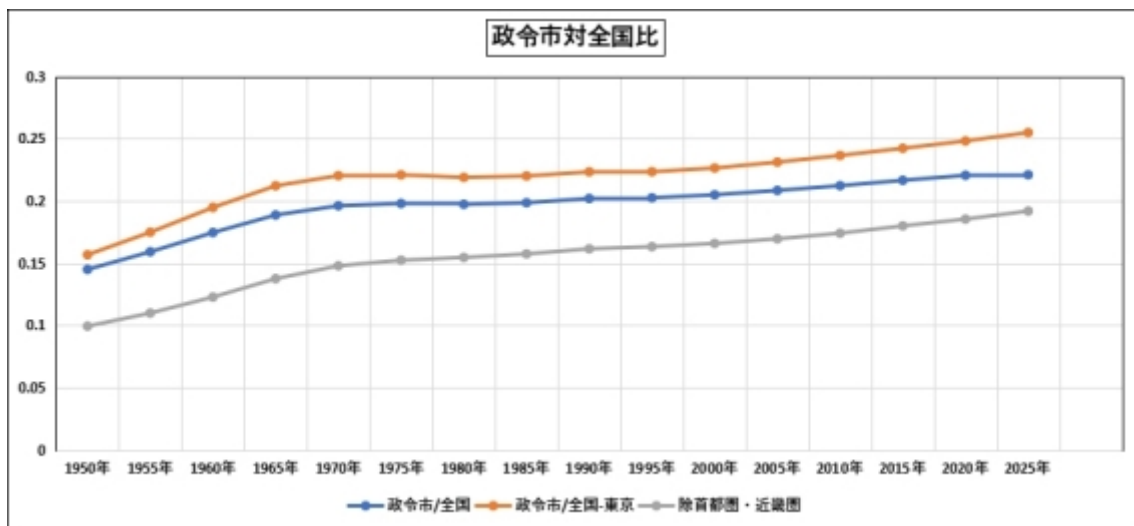
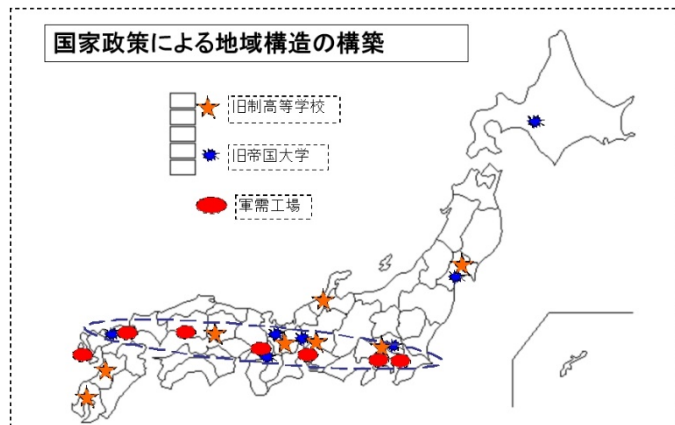
(1)特別市への人口集中

佐々木がいうように、特別市はまだ概念先行で具体的にいかなる市が特別市となるか、特別市の具体的なスキームも明確ではない。政令指定都市、中核市、乃至は人口 50 万人以上都市等これからである。そこで、ここでは先ず、政令市≡特別市として国土形成を考えてみたい。

先ず、特別市がどの程度の人口をカバーしているかである。

わが国における政令市人口/全国人口を見ると、第二次大戦直後 15% だったものが一貫して上昇し、2025 年では約 25% となっている。また、東京都を除くと、東京一極集中が問題になって以降やや低下するが、それでも約 22% となっている。更に、首都圏及び近畿圏を除いた地方圏（含む中部圏）で見ても一貫して上昇しており、戦後の 10% から 20% 弱となっている。要するに、政令指定都市への人口集中は一貫したものであり、現在、20% 強が政令指定都市に居住しているということである。

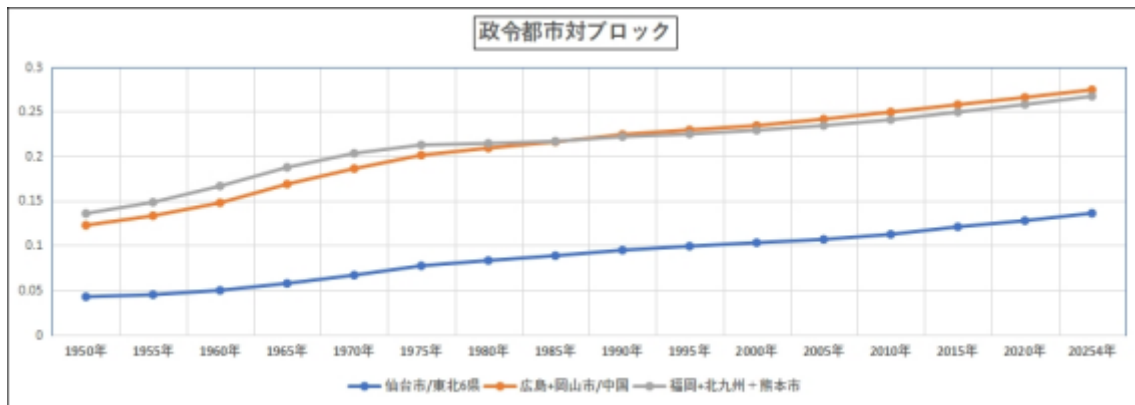
この政令指定都市への人口集中は、産業構造が変化し、サービス産業は集積の利益を享受するため 1980 年以降に集中が加速したと思われるが、むしろ、戦後から高度経済成長期にかけて集中が起こっている。政令指定都市は殆どが太平洋ベルト地帯沿いに立地し、太平洋



ベルト地帯以外は、新潟市、札幌市、それに仙台市のみである。

この太平洋ベルト地帯への集中は長い歴史を持ちかつ自然条件にも影響を受けている。江戸時代の日本は、日本海側が主要交通ルートであったが、明治以来、軍需産業立地や官庁、大学等の立地が太平洋ベルト地帯に集中した。この要因は、日本海側に比べ太平洋ベルト地帯に埋立適地があり、広大な工場用地を造ることが可能であったこと、大型港湾への適地が多かった等の要因もある。これでは、均衡ある国土とは到底言えないとの声もあろうが、全国の政令指定都市に人口の 25% が居住しているという事実は無視できない。これを軸に特

別市を政策的に増加させること等で国土形成を考えていくことは現実的である。後述する道州制もこの特別市を軸とする国土形成へのステップとなろう。



(2)特別市を軸とする国土形成

特別市を軸として国土構造を考えると、いくつかの論点が生まれる。第一に、特別市が現状の政令市以上に独立性を持つとすれば、県のあり方が改めて問われることとなる。県制度は1990年創設されたが、県域の設定のあり方でやや問題が残るケースもあった。第二に、現状の政令市の中でも、実質的には県に圧されているケースもあり特別市≡としても一様ではない。

この特別市を国土形成の軸とするとすれば特別市を支援する組織が必要となる。それは現状の府県では無理であり、州制度の創設が必要となる。しかし、州が現状の県が合併したものであれば意味がない。州が現状の県のように特別市を統治していくのであれば意味がない、特別市を支援していくことが肝要である。この設計は重要である。

州と特別市の関係については地域単位で設計していくこととなるが、いくつかの地域でケーススタディを行ってみる。そこでは、州における特別市又はその他有力な市と州との関係が重要となる。ここで州都、複州都、副州都の概念が出てくる。州都は各州で行政、経済的に中心となる市であり、複首都は一つの州で複数の州都を設定するケースであり、副州都は州都、複州都に次いで州を構成する市である。

この州都、複州都、副州都の関係であるが、国レベルでも、歴史的に首都（これも様々である）、複首都（首都を決めるまでの繋ぎや暫定的なケース等がある）、副首都（今国会で法整備が行われた）等がある。

次に、いくつかの地域で、この「州—複州都—副州都—市町村」の関係を考えてみよう。

第一に、九州である。政令市は福岡市、北九州市、熊本市である。戦後、この3市の九州に占める人口は一貫して延びており、最近では25%超となっている。それではこの3市を州都とするのであろうか、しかし、これでは歴史的、文化的に九州をまとめることは難しいのではないだろうか。筆者は、州都は福岡市とし、北九州市、熊本市、その他6県の現県庁所在市を副州都とすることが歴史的にも良いのではないかと思う。これにより他県も納得するし九州がまとまった州になるのではないだろうか。

次に、中国地方である。政令市は広島市及び岡山市である。中国地方ではこの2市は他を

圧する存在であり、この両市を複州都として、その他3県の県庁所在市を副州都とすることはいかがであろうか。山口の取り扱いはやや複雑であるが。

第三に、東北地方6県である（政令市新潟市は関東甲信越地方に入れる）。ここでは仙台市が政令市で圧倒的な地位を占める。しかし、東北地方に占める人口比率は伸びてはいるものの15%に過ぎない。ここでは、特別市仙台を州都とし、他県の5県の県庁所在市を副州都としたらいかがであろうか。

3. 特別市を軸とした国土形成

極めてラフであるが、特別市を軸とした国土形成の図を描いてみた。他地区では更に難しいが今後検討してはいかがであろうか。その中で筆者は、首都圏。関西圏は別扱いとすることが望ましいと考えるが、本稿では省略する。重要なことは、州—州都—複州都—副州都といった構図で新たな国土形成を考えると、州および州都のあり方である。単に、従来の府県をなくして従来の市を一定の構図で付帯させてもうまくいくとは限らない。その機能を考える必要がある。

第一に、州のあり方であるが、前述のような中央政府—県のような中央統制の構図の延長線上で従来の県を州に置き換えるのであれば機能しない、州の独立性が課題となる。州は独自の財源を持ち、かつ立法機能を持つことが不可欠である。

財源であるが、アメリカ型の、国税と州税とに相当な独立性を持たせるやり方、ドイツ型の国税の中に州税を入れ込む共有税等々様々なやり方がある。現在のわが国の地方交付税のような国が一定の裁量を持ち地方に交付するやり方は厳に避けるべきである。

独自の立法機能であるが、先ず何よりも憲章（Charter）を持つことが必要である。ここで新たな州への理念・コンセプトが明確となる。現在の国土形成計画の各ブロック別計画とは異なり、各州が将来の州の姿を描くことが必要である。逐次改定していくことも必要である。次に、立法権限であるが、刑法、民法のように国家単位で定める必要がある法は全国画一で国が統一的に定めるが、これ以外は可能な限り各州で立法を行うことが必要である。これも逐次改定されていく⁶。先ず、都市計画法、農業関連法（含、農地制度）、公物管理法、及び現在縦割り行政で規制改革が必要な法も可能な限り州単位で立法を行う。できれば、土地の所有権についても州単位で異なっても良いかと思うが、これはかなり難しいかも知れない。

日本は、明治維新以来、中央統制の体制の中で富国強兵を推し進め、第二次大戦後もこの構図は変わらなかった。1999年地方分権推進法の中で地方分権が進められたが、近年、地方分権に対する逆噴射が見られる。2024年の、国が地方自治体に命令を出すことができるという地方自治法改正は地方分権を完全に腰折れ状態にした。

他方、先進諸国では、連邦制国家（アメリカ、ドイツ等）は言うに及ばず、近年フランス

⁶ 以前、アメリカでは州ごとに死刑の執行方法が異なっていたが、結局うまくいわずに統一されていった。

更にはイギリスでも地方分権への動きが著しい。特にイギリスは現労働党政権の中で「経済成長のための地方分権」が推し進められている。このままではわが国だけが地方を中央政府が統制する体制を続けることとなり兼ねない。

現在、議論されている副首都は、首都東京の下に副首都を設置し、その下に府県を置くという中央統制体制を更に堅固にするものである。本論のように、特別市を軸とした新たな国—地方関係を構築することが望まれる。わが国にとっての夢である。

(以上)

【参考】国土計画と均衡ある国土の発展

(公)都市化研究公室理事長 光多長温

国土形成計画と均衡ある国土

2023 年 7 月、第 3 次第 3 次国土形成計画(以下、国形という)が閣議決定された。しかし、新聞で報道されることもほとんどなかったし、国民の関心は遠のいていると言わざるを得ない。全国総合開発計画(以下、全総という)策定時における熱気はほとんど感じられない。

なお、国形には、併せて 8 つの圏域での広域地方計画が策定されるが、これもそれぞれの圏域においてさえもほとんど関心と呼んでいない。

国土計画の基本的な考え方は「均衡ある国土の発展」である(あった)。この「均衡」は、全国に満遍なく工場や施設が立地され人々が居住する「均等」とは異なる。社会経済情勢の変化に応じて、いかなる国土の均衡状態が望ましいかを問うものであり、永遠の命題である。

経済学でいう「均衡: Equilibrium」は、需要と供給が一致した状態をいうが、国土計画における均衡とは、その時々 of 社会の経済・社会・文化等、国土を組成するあらゆる要素がいかに最適な均衡状態を現出させるかを模索するものである。現状の均衡状態(Sein)とあるべき均衡状態(Sollen)があり、これらのせめぎ合いの中で計画が決定される。わが国で国土計画が策定されるようになってから 75 年、この間、担当する行政分野を始め、様々な方々のご努力の中でその時々 of 均衡が提示されてきた。

この「均衡ある国土の発展」は、全総時代は床の間に座っていたが、国形においては、座り場所が安定しない。

まず、2008 年第一次国形においては、「国

土構造の是正を目指して、これまで、数次にわたる全総計画が策定され、国土の均衡ある発展の考え方の下、高速交通体系の整備や工場・教育機関等の地方分散が進められた結果、東京圏への転入超過数や地域間の所得格差が縮小するなど一定の成果をあげてきた。しかし、一方で、この言葉が画一的な資源配分や地域の個性の喪失を招いた面もある。」として、前述の均衡の意味を十分理解することなく、むしろ否定的に扱っている。その上で、「一極一軸型の国土構造を是正していく」「多様な広域ブロックが自律的に発展する国土を構築し、美しく暮らしやすい国土の形成」としているが、どのような新たな国土構造かは抽象的である。折しも新自由主義経済が大きな影響力を持っている中であり、東京一極集中の是正にはほとんど言及がない。

やはり新自由主義の立場に立ち 3 本の矢から成るアベノミクスを推進する安倍内閣(3 次)における 2015 年第二次国形においては、この「均衡ある国土の発展」はほとんど蚊帳の外である。そして、新自由主義の立場に立つ「国土の生産性」が課題となり、「全国各地でダイナミックに湧き起こし、イノベーションの創出を促す対流促進型国土の形成」が基本目標とされ、そのために長層のかつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」の形成によることとされた。

2023 年策定の第三次国形においても、「均衡ある国土の発展」は頭書きでわずかに触れているだけでやはり蚊帳の外である。「新時代に地域力をつなぐ国土」、「シームレスな拠点連結型国土」とし、政府で推進中のデジタル田園都市国家構想との一体化が提言されている。むしろ、デジ田の方が上位計画の感さえある。本計画においては、久しぶりに「東京一極集中の是正」の表現が出てくる

が、是正というよりは、迫りくる首都圏直下型地震等による経済的国家的損失を最小化するといった観点が強く、国土均衡論の視点とは異なる。

背景

このような、国土計画における均衡論の後退の背景には次の理由がある。

第一に、国土計画の性格の変化である。経済産業政策をも巻き込む拘束性は薄くなり、国土計画としての実効性よりは様々なステークホルダーの活動の指針的性格に変化している。国形を指針に地域で考えていく素材になっており実効ある計画性は薄れている。

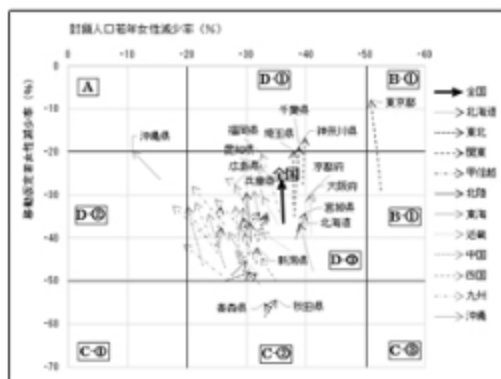


図1 持続可能性都市推計比較（都道府県別集計）

第二に、経済理論の変化である。全総時代は基本的にケインズ経済学に準拠し、経済財政手段を駆使して計画の実現が図られた。しかし、新自由主義においては、人間の叡智よりは市場を絶対視し、計画や政策を劣後に置く。行政においても計画部門が縮小された。行政組織も変更され、計画的発想が後退した。

第三に、計画策定のプロセスである。全総は、時代の変化による前全総のフォローアップを徹底的に行い、社会、文化・芸術、自然科学等あらゆる分野の人達を議論に巻き込みつつ今後の時代の経済社会の将来像

となるフレームワークを構築し、一定の目標を掲げつつ計画を策定するプロセスの中で国民の関心を引き付けていった。国形では、（フォローアップではなく）モニタリングが行われているが、次の全国計画につながるような雰囲気はない。

国土の均衡ある発展

国土の均衡ある発展という言葉が死後になりつつあり、国土計画への国民の関心は薄れている。ほぼないと言っても過言ではない。他方、新自由主義に基づく小泉構造改革の中で、地方財政に関する三位一体改革もあり、首都圏と地方、大都市と中小都市間の格差はますます拡大している。

大西隆は、国土計画でいう均衡ある発展の指標として、「いずれの地域においても国民が均しく健康、福祉、教育、就業、さらに文化、芸術等の分野で希望するサービスを受けたり活動を行えるような社会の実現」と述べている。国土計画の基本は人である。折しも、2024年4月、人口戦略会議において、「令和6年・地方自治体『持続可能性』分析レポート—新たな地域別将来推計人口から分かる自治体の実情と課題—」が公表され、744の自治体が消滅可能性都市とされた。この推計は市町村自治体レベルで行われているが、これを県レベルで計算して、前回推計の2014年との比較を行ったものが図1である。これを見ると、前回推計（2014年）に比べると全体的に改善されてはいるが、「消滅県」とされる県が青森・秋田の2県、他に東北地方の岩手・福島・山形の3県も厳

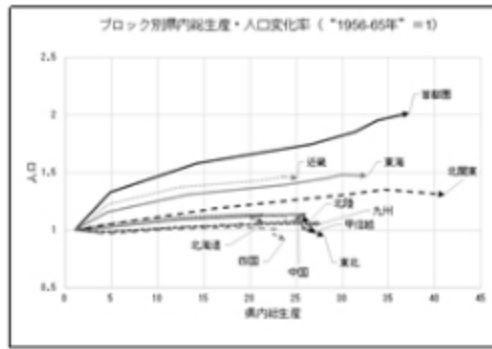


図2 地域ブロック別人口総生産変化率

しい位置にある。地方別にみると、西高東低である。なお、東京は転入人口は多いが、出生率は低いという、あらゆるものから吸収するという意味のブラックホール都市とされている。消滅という表現が余りにストレートであったこともあり、全国の自治体で対応が議論されているが直ちには有効な手立てはないのが実情である。

次に、首都圏と地域との格差の推移を見てみよう（図2及び図3）。ここでは、格差の指標として、「人口」と「経済力＝県民総生産」の複合指標を取り、1956年から2020年までの約65年間で検証してみた。その結果を見ると、2005年までの50年間に比べ、2006年以降、大きな変化が生じている。

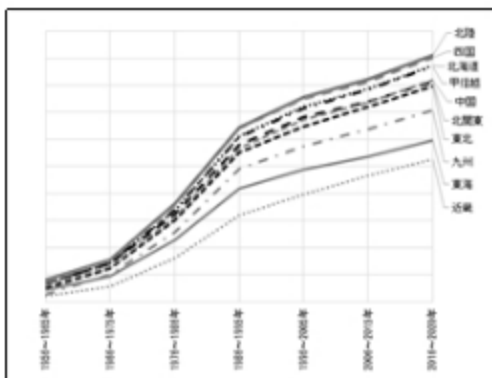


図4 地域ブロック別首都圏からの距離

第一に、近畿圏、東海圏は（伸びは極めて鈍いが）その他地方ほどの落ち込みは見られない。但し、東海圏は2005年までの比較的堅調な動きに比べると、2005年以降、失速しつつあることが気になる。

第二に、地方圏では、2006年以降、北関東を除く全地方でこの「人口―県内総生産」指標は急速に低下している。九州は比較的落ち込みは小さいが、特に、北海道、東北、北陸、中四国地方で、低下が見られる。しかも、2016年以降、総生産が伸びない中で人口減少という最悪の状況にあり、むしろ加速している。

第三に、首都圏との格差（グラフ上の距離）で見ると、北陸、四国、北海道、甲信越、中国、東北地方の順に首都圏との格差が急拡大している（図4）。

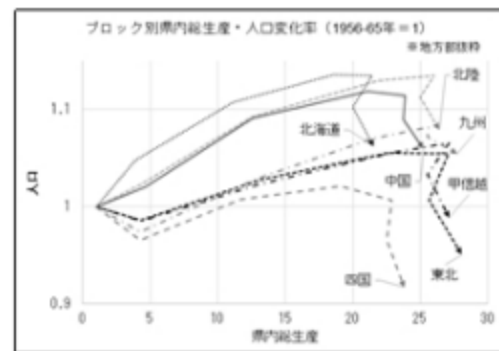


図3 地域ブロック別人口総生産変化率（抜粋）

これらから、新自由主義に基づく小泉構造改革以降、首都圏と地方圏、地方圏間の格差が急激に拡大していることが指摘される。この格差拡大は、それまでの50年間にはなかったレベルでのものとなっている。前述の消滅都市と併せて考えると、まさに、存立基盤が揺らいでいる地域が出てきているのである。

サービス・DX化経済は集積の利益、範囲の経済を享受し、都市のグラビティ効果が大きく、大都市であればあるほど有利となる。地方にインパクトがある国土政策、地方再生政策取らない限り、首都圏のますますの拡大、地方圏の更なる落ち込みを惹起する。

東京一極集中の地方経済へのプラスの効果として、滴り効果（trickle-down effect）が言われる。これは、「富める地域が富めば、

貧しい地域にも自然に富がこぼれ落ち国土全体が良くなる」とする理論であるが、数値で見る限り東京一極集中の滴り効果は北関東地方以外には認められない。

まとめ—今後の国土形成計画への提言

冒頭述べたように、国形に対する国民の関心は薄い。今回3回目の国形であり、関係者の膨大な作業には敬意を表するがその割には報われていない感がする。国形法は、市場至上主義で行政の計画や政策を劣後に置く新自由主義全盛時の2005年に策定されたもので、計画法というより指針を示す、議論の素材を提供するといった性格が強い。法第1条においても、「国土の利用、整備及び保全を推進するため、(中略)、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的とする」とある。

全総の基本理念は国土の均衡ある発展であった。国形になってこの概念は後退(ほぼ消滅)しているが、国土計画というからには、国土の全体像を描かないと国民には分かりにくい。特に、消滅都市とされた地域が、自分たちが住む街がなくなるという大きなインパクトを受け、何とか生き延びるための方策を模索している中で、国土の将来を考える国形は何らかの答えを出すべきではないだろうか。

国土の均衡ある発展の視点からは、今次国形で(前2回にはなかった)「東京一極集中の是正」が記述されているが、これも国土均衡論よりは首都圏防災面から述べられている感がする。他方、東京ないし首都圏は、今後数年間、鉄道・地下鉄延伸、築地市場跡開発等、千億円単位の巨大なインフラ整備計画が目白押しであり、ますます巨大化する。情報化は国土均衡に働くと言われていた時

期もあるが、むしろDX化の進展により東京は更に巨大化しつつある。

「東京一極集中の是正」という実現困難なことを責任逃れのように叫んでいるよりは、前述の2000年代半ば以降の首都圏を除いた地域の格差の拡大に着目してこれの対策を考えるべきではないだろうか。勿論、難しい命題ではあるが、東京一極集中の是正よりは現実性であろう。第3次国形では、東京一極集中の是正を述べつつ、他方でリニア中央新幹線の開通による三大都市圏を結ぶ新たな日本中央回廊の形成を述べている。これと東京一極集中の是正とはいかなる整合性をとるのであるだろうか。国土の全体像が更に曖昧になっている。

国形は、全総の開発主義からの転換と言われるが、「開発」の言葉の意味が誤解されているのではないか。開発は、自然、資本、施設を破壊して新たに創るとされるが、本来の開発(develop)は、自らの能力を高めるという意味で決して破壊するという意味ではない。国家にとっての永遠の命題である。亡き下河辺淳氏は常々、「開発と成長を忘れた国は亡ぶ」と言っていた。

当地域開発センターが大きな社会貢献の実績を残して60年の歴史を閉じることは誠に残念である。筆者は長い間、地域開発関連の活動を行ってきたが、その中で国土計画は大きな礎であった。わが国の国土政策、産業政策は、戦後の(比較的)先が見通せる時代には一定の効果をあげた、現在の複雑な要因が絡みある時代に先を見通すことは困難である。しかし、それでもなお叡智を結集して今後の国土計画を策定する努力を続けるべきであろう。「計画は常に失敗する。しかし、それでも必要である」である。

内閣府の「国民生活に関する意識調査」等の日本人の意識調査によると、日本国民は

1990 年代以降、先進国の中で最も将来に悲観的な意識が強い。もっと、国民に夢を与える国土計画であってほしいものである。新自由主義の負の側面が多く言われる今日、「計画」を正面から取り上げる国形法にすることが必要であろう。